
飯豊町地域防災計画

資料編

令和4年4月

飯豊町防災会議

目 次

1	防災組織に関する資料.....	1
1-1	防災関係機関一覧表.....	1
1-2	飯豊町防災会議条例.....	2
1-3	飯豊町防災会議運営規程.....	4
1-4	飯豊町災害対策本部条例.....	5
1-5	飯豊町災害対策本部運営規程.....	6
1-6	自主防災組織の現況.....	9
1-7	除雪関係機関連絡表.....	10
2	災害救助法に関する資料.....	11
2-1	救助の実施要領の基準（概要）.....	11
3	応援等に関する資料.....	14
3-1	応援協定一覧.....	14
4	自衛隊災害派遣要請に関する資料.....	17
4-1	災害派遣要請書様式.....	17
4-2	災害派遣部隊撤収要請書様式.....	18
5	情報の収集・伝達に関する資料.....	19
5-1	山形県災害報告取扱要領.....	19
5-2	災害時に孤立する恐れのある集落.....	40
6	水防に関する資料.....	41
6-1	重要水防箇所.....	41
6-2	農業用ため池.....	42
6-3	気象観測所及び水位観測地点.....	43
7	災害危険箇所等に関する資料.....	44
7-1	土砂災害危険区域状況.....	44
7-2	雪崩危険箇所.....	48
7-3	山腹崩壊危険箇所.....	50
7-4	地すべり危険箇所.....	51
7-5	崩落土砂流出危険箇所.....	52
8	避難収容に関する資料.....	56
8-1	指定緊急避難場所（屋内・屋外）・指定避難所（屋内）.....	56
8-2	一次（簡易）避難場所（屋内・屋外）.....	57
8-3	その他の指定避難所（場所）.....	58

8-4	福祉避難所	58
9	緊急輸送に関する資料	59
9	災害対策用臨時ヘリポート	59
10	医療救護に関する資料	60
10-1	医療機関一覧	60
10-2	医療救護所設置予定場所	60
10-3	医療品等調達先	60
11	ライフラインの応急復旧に関する資料	61
11	飯豊町指定給水装置工事事業者（町内）	61
12	道路施設に関する資料	62
12-1	落石等危険箇所（主要地方道）	62
12-2	要耐震対策橋梁点検箇所（県管理分）	63
12-3	町内のトンネル	64
13	復旧・復興に関する資料	65
13-1	見舞金等の支給及び生活資金の貸付	65
13-2	住宅資金の貸付	70
13-3	激甚災害の指定基準	72
14	災害履歴に関する資料	75
14	主な災害発生状況	75

1 防災組織に関する資料

1 - 1 防災関係機関一覧表

1 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号
西置賜行政組合消防本部	長井市平山 4460	0238-88-1212
西置賜行政組合消防署飯豊分署	飯豊町大字樺 2800-1	0238-72-2222
山形県消防防災航空隊	東根市大字若木字七窪 5670	0237-47-3275

2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号
置賜総合支庁本庁舎	米沢市金池 7-1-50	0238-26-6000
置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町 2-3-1	0238-88-8200
置賜農業技術普及課	高島町大字福沢 160	0238-57-3411
置賜家畜保健衛生所	南陽市三間通 444	0238-43-3217
置賜保健所	米沢市金池 7-1-50	0238-26-6000
長井警察署	長井市小出 3743-3	0238-84-0110
長井警察署飯豊駐在所	飯豊町大字樺 3592-9	0238-72-2245
長井警察署中津川駐在所	飯豊町大字上原 475-3	0238-77-2110

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東北農政局山形県拠点	山形市松波 1-3-7	023-622-7231
置賜森林管理署	小国町大字岩井沢 581-45	0238-62-2246
山形労働局	山形市香澄町 3-2-1	023-624-8221
気象庁 山形地方气象台	山形市緑町 1-5-77	023-622-2262
山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所	米沢市中田町 260-2	0238-37-5300
最上川ダム統合管理事務所 白川ダム管理支所	飯豊町大字高峰字梨沢 4215-7	0238-75-2131

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 6 師団	東根市神町南 3-1-1	0237-48-1151

1 - 2 飯豊町防災会議条例 (昭和38年4月1日 条例第10号)

改正 平成 8年9月30日条例第14号
平成12年3月21日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯豊町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯豊町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 飯豊町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を採集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、飯豊町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから飯豊町長が任命する者
 - (2) 山形県知事の部内の職員のうちから飯豊町長が任命する者
 - (3) 山形県警察の警察官のうちから飯豊町長が任命する者
 - (4) 飯豊町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関の職員のうちから飯豊町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、1人、15人以内及び5人以内とする。
- 7 前5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、飯豊町の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから飯豊町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月30日条例第14号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1 - 3 飯豊町防災会議運営規程 (昭和43年4月1日 規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、飯豊町防災会議条例（昭和38年条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、飯豊町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集等)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、所属の職員等に代理出席をさせることができる。
- 3 会議は、委員定数の過半数に達しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故あるときは、条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理するものが議長となる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(専門委員)

第3条 専門委員の名称及び構成については、会長が会議に諮って定める。

- 2 専門委員は、その付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかに報告書を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、調査審議のため必要があるときは、会議の承認を得て、専門委員でない他の委員の出席を求め、その意見をきくことができる。

(専決処分)

第4条 会長は会議を招集する暇がないと認めるとき及び会議の権限に属する事務の円滑なる執行を図るため、次の事項について専決処分することができる。

- (1) 飯豊町防災計画の実施を推進すること
 - (2) 災害に関する情報を収集すること
 - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること
 - (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進すること
 - (5) 関係機関への資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること
- 2 会長は、前項の規定に基づいて専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

1 - 4 飯豊町災害対策本部条例 (昭和38年4月1日 条例第11号)

改正 平成8年3月25日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、飯豊町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 飯豊町災害対策本部運営規程（昭和43年4月1日） （規程第2号）

改正 平成8年3月29日規程第1号
平成15年9月1日告示第67号

（目的）

第1条 この規程は、飯豊町災害対策本部条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、飯豊町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の任務）

第2条 本部において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報、災害の情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 水防、消防等その他緊急措置に関すること。
- (4) 災害救助、その他民生安定に関すること。
- (5) 災害時の食糧及び給水並びに生活必需品対策に関すること。
- (6) 災害時の衛生対策に関すること。
- (7) 災害時の輸送対策に関すること。
- (8) 災害時の文教対策に関すること。
- (9) 災害復旧応急対策に関すること。
- (10) その他災害応急対策に関すること。

（本部員会議）

第3条 本部長、副本部長及び本部員は、本部員会議により、災害対策に関する重要事項を協議決定しその実施を推進する。

（副本部長）

第4条 副本部長は、副町長をもって充てる。

（本部員）

第5条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 管理職手当を支給する職にある者
- (3) その他本部長が特に指名する者

（本部事務局）

第6条 本部に本部事務局を置き、本部事務局長に総務企画課長をもって充てる。

2 本部事務局に、本部事務局長が指名する事務局員を置く。

（部）

第7条 条例第3条第1項の規定により本部に次の部を置く。

- (1) 総 務 部

- (2) 企 画 部
- (3) 住 民 部
- (4) 税 務 会 計 部
- (5) 健 康 福 祉 部
- (6) 農 林 振 興 部
- (7) 商 工 観 光 部
- (8) 地 域 整 備 部
- (9) 教 育 総 務 部
- (10) 社 会 教 育 部
- (11) 消 防 部

(副部長)

第8条 各部に副部長を置き、部長の指名する職員をもって充てる。

2 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはその職務を代理する。

(班)

第9条 各部に班を置く。

2 各班に班長を置き、各部長の指名する職員をもって充てる。

(分掌事務)

第10条 第6条に規定する本部事務局、第7条に規定する部及び第9条に規定する班の分掌事務は別に定めるものとする。

(調査班の編成及び任務)

第11条 本部長は、必要と認める場合、調査班を設け被災地又は災害が予想される地域に派遣することができる。

2 調査班は、班長以下若干名をもって編成し、本部長が直接指揮する。

3 調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

4 調査班の班長及び班員は、本部長がその都度指名した職員をもって充てる。

(職員の配置)

第12条 災害が発生し又は発生するおそれがある場合の職員の配備は、次の4段階に区分しそれぞれの配備基準は別に定める。

- (1) 第1次配備 (災害対策準備配備)
- (2) 第2次配備 (災害対策連絡会議)
- (3) 第3次配備 (災害対策本部)
- (4) 第4次配備 (災害対策本部)

(関係機関との連絡及び要請)

第13条 本部長は、災害の状況に応じ、次に掲げる関係機関に対し連絡し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- ① 山 形 県 危機管理課、置賜総合支庁、置賜農業技術普及課、置賜保健所、置賜

家畜保健衛生所、長井警察署

- ② 自衛隊 陸上自衛隊第6師団
- ③ 指定地方行政機関 東北農政局山形農政事務所、置賜森林管理署、山形河川国道事務所米沢国道維持出張所、最上川ダム統合管理事務所白川ダム管理支所、山形労働局、仙台管区気象台山形地方気象台
- ④ 指定公共機関 東日本旅客鉄道(株)村上駅、東日本電信電話(株)山形支店、(株)NTTドコモ東北支社山形支店、KDDI(株)、東北電力(株)長井営業所、日本放送協会山形放送局、日本赤十字社山形県支部、日本通運(株)長井営業所、郵便局(株) (萩生、中津川、手ノ子、添川郵便局)
- ⑤ 指定地方公共機関 山形放送(株)等テレビ各社、山形新聞社等新聞各社、白川土地改良区、野川土地改良区
- ⑥ その他公共的団体等 山形おきたま農業協同組合、西置賜ふるさと森林組合、飯豊町商工会、長井市西置賜郡医師会、長井市西置賜郡歯科医師会、長井・西置賜地区LPガス保安センター協同組合、西置賜危険物安全協会、飯豊町社会福祉協議会、社会福祉施設経営者、建設業協会建設業者、製材業者、一般運輸事業者、町内会等自治組織、婦人会等文化事業団体、その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(現地災害対策本部の設置)

第14条 本部長は、災害応急対策を推進するため、特にその必要があると認めるときは、名称、区域並びに設置場所及び期間を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

(現地災害対策本部長)

第15条 現地に現地災害対策本部長を置き、本部員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地における事務を統括する。

(現地災害対策本部の組織その他)

第16条 前条に定めるもののほか、現地災害対策本部の組織その他現地災害対策本部に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規程第1号)

この規程は、平成8年3月29日から施行する。

附 則 (平成15年9月1日告示第67号)

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

1-6 自主防災組織の現況

No	組 織 の 名 称	備 考
1	昭和部落消防協力班	
2	東山自主防災会	
3	松原自主防災会	
4	手ノ子川東自主防災会	向原、向原北、荻
5	中津川地区自主防災会	中津川全域
6	石原部落自主防災会	
7	下町地区自主防災会	
8	中ノ目南自治会自主防災会	
9	坪沼地区自主防災会	
10	上代地区自主防災会	
11	上町部落自主防災会	
12	新田部落自主防災会	北新田、南新田
13	菽生町上地区自主防災会	小白川全域
14	小白川地区自主防災会	
15	椿駅前自主防災組織	
16	手ノ子町自主防災会	八幡、町上、町中、町下、落合
17	沖地区自主防災会	
18	酒町地区自主防災会	酒町、北酒町
19	中北防災会	
20	菽生町西自主防災会	
21	下椿自主防災会	
22	財津堂自主防災会	
23	中西地区自主防災会	
24	辻自主防災会	
25	厚生自治会自主防災組織	
26	高峰地区自主防災会	高峰全域
27	椿第1自主防災会	
28	中洞自主防災会	
29	大旦自主防災会	
30	五反田・二本松自主防災会	
31	下川原地区自主防災会	
32	坂ノ下自治会自主防災組織	

1 - 7 除雪関係機関連絡表

	関係機関	電話番号	所在地
山形県	県庁道路保全課（管理調整担当）	023-630-2904	山形市
	村山総合支庁本庁舎	023-621-8211	山形市
	村山総合支庁西村山地域振興局	0237-86-8404	寒河江市
	置賜総合支庁本庁舎	0238-26-6080	米沢市
	置賜総合支庁（小国分所）	0238-26-2153	小国町
警察	南陽警察署	0238-50-0110	南陽市
	長井警察署	0238-84-0110	長井市
	小国警察署	0238-62-0110	小国町
	県警察本部交通部交通管制センター	023-630-2954	山形市
道路情報	道路交通情報センター	050-3369-6606	山形市
	道路保全課駐在	023-630-2604	山形市
市町	南陽市建設課	0238-40-3211	南陽市
	長井市建設課	0238-84-2111	長井市
	白鷹町建設課	0238-85-2111	白鷹町
	小国町地域整備課	0238-62-2111	小国町
国土交通省	山形河川国道事務所	023-688-8421	山形市
	米沢国道維持出張所	0238-37-5300	米沢市
	山形国道維持出張所	023-641-2090	山形市
	長井出張所（河川）	0238-88-2310	長井市
消防	西置賜行政組合消防本部	0238-88-1212	長井市
	西置賜行政組合消防署白鷹分署	0238-85-5242	白鷹町
	西置賜行政組合消防署飯豊分署	0238-72-2222	飯豊町
	西置賜行政組合消防署小国分署	0238-62-2154	小国町
	置賜広域行政事務組合南陽消防署	0238-43-3500	南陽市
交通機関	J R 山形保線技術センター	023-635-3645	山形市
	J R 村上保線技術センター	0254-53-2235	村上市
	山形鉄道株式会社工務課	0238-88-2002	長井市
	山交バス株式会社本社乗合課	023-647-5171	山形市
	山形県トラック協会置賜支部	0238-21-2189	米沢市
その他	東北電力株式会社社長井電力センター	0238-84-5696	長井市
	株式会社N T T 東日本山形支店	0120-047-109	山形市
	株式会社ジャペックスパイプライン関川管理所	0254-64-3220	新潟県

2 災害救助法に関する資料

2-1 救助の実施要領の基準（概要）

（令和2年2月21日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 避難に当たっての輸送費は別途計上 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 基本額1戸当たり 5,714,000円以内 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 供与期間は2年以内。
		○ 賃貸型応急住宅 規模 建設型仮設住宅に準じる 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、供与	費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等に	夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は年度当初の評価額 現物給付に限ること。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
	より使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すご とに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 全 流</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 半 床 上 浸 水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算	全 全 流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半 半 床 上 浸 水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算																																			
全 全 流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																			
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																			
半 半 床 上 浸 水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																			
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																			
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	救護班…使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 病院又は診療所…国民健康保険 診療報酬の額以内 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の途を失 った者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	救護班等による場合は、使用し た衛生材料等の実費 助産婦による場合は、慣行料金の 100分の80以内の額	分べんした日 から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救 出	現に生命、身体が危 険な状態にある者 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から3日以内	期間内に生死が明らかにならない 場合は、以後「死体の捜索」として 取り扱う。 輸送費、人件費は、別途計上																																						
被災した住 宅の応急修 理	住家が半壊(焼)若 しくはこれらに準ずる 程度の損傷を受け、自 らの資力により応急修 理をすることができな い者 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要最小限度の部分 1世帯当り 大規模半壊又は半壊若しく半焼 の被害を受けた世帯 595,000円以内 半壊又は半焼に準ずる程度の損 傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日 から1ヵ月以内																																							
学用品の給 与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床 上浸水により学用品を 喪失又は毀損等により 使用できず、就学上支 障のある小学校児童、 中学校生徒、義務教育 学校生徒及び高等学校 等生徒。	教科書及び教科書以外の教材 で教育委員会に届出又はその承 認を受けて使用している教材、又 は正規の授業で使用している教 材実費 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日 から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	備蓄物資は評価額 入進学時の場合は個々の実情に 応じて支給する。																																						
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者で あっても対象となる。																																						
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上 災害発生後3日を経過したものは一 応死亡した者と推定している。																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	いと推定される者			
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	検案は原則として救護班 輸送費、人件費は、別途計上 死体の一時保存にドライアイスの 購入費等が必要な場合は当該地域に おける通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の搜索 死体の処理 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 応援等に関する資料

3-1 応援協定一覧

No	協定名称	協定締結先	備考
01	災害時における飯豊町と飯豊町指定給水装置 工事事業者との応援協力に関する協定書	株式会社 佐藤管工業、株 式会社高橋工務店	
02	災害時における災害時応急対策の応援に関す る協定	株式会社 伊藤造園土木	
03	災害時における災害時応急対策の応援に関す る協定	株式会社富永工務店	
04	災害時における災害時応急対策の応援に関す る協定	樋口建設株式会社	
05	災害時における災害時応急対策の応援に関す る協定	株式会社 三ツ柳道路	
06	災害時における被災者支援に関する協定書	山形県土地家屋調査士会	
07	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
08	災害時等における電動車両及び給電装置に関 する協力協定	山形三菱自動車販売株式 会社	
09	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク株 式会社長井電力センター	
10	災害時における地図製品等の供給等に関する 協定	株式会社ゼンリン	
11	「道の駅いいで」防災利用に関する基本協定	国土交通省東北地方整備 局山形河川国道事務所	
12	災害時における相互応援に関する協定	新潟県 弥彦村	
13	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 山形支店	
14	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県 桶川市	
15	災害時における機材の優先供給に関する協定	株式会社 アクティオ	
16	災害時における消防用水の供給支援に関する 協定書	山形県 長井市、山形県 小国町、山形県 白鷹町 西置賜行政組合、山形県南 生コンクリート協同組合	
17	災害時における福祉避難所の指定等に関する 協定書	社会福祉法人 飯豊町社 会福祉協議会	

No	協定名称	協定締結先	備考
18	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	社会福祉法人 いいで福祉会	
19	災害時における遺体の収容・搬送・安置等の協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	
20	災害時における遺体の収容・搬送・安置等の協力に関する協定	有限会社博英社	
21	災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書	一般社団法人 山形県LPガス協会、山形県LPガス協会西置賜支部	
22	災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 山形主管支店	
23	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定		
24	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	
25	災害時における相互応援に関する協定書	福島県 喜多方市	
26	災害時における災害時応急対策の応援に関する協定	株式会社ヤマキチ	
27	災害時における災害時応急対策の応援に関する協定	豊川建設株式会社	
28	大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	山形県 長井市、山形県 小国町、山形県 白鷹町 西置賜行政組合、一般社団法人 山形県解体工事業協会	
29	山形県広域消防相互応援協定書		
30	山形県消防広域応援隊に関する覚書		
31	災害時における相互応援に関する協定書	千葉県 南房総市	
32	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	福島県 福島市、福島県 二本松市、福島県 桑折町 福島県 伊達市、福島県 国見町 福島県 保原町、福島県 霊山町、福島県 月舘町 福島県 川俣町	

No	協定名称	協定締結先	備考
		福島県 大玉村、福島県 本宮市、宮城県 白石市 宮城県 角田市、宮城県 蔵王町、宮城県 七ヶ宿町 宮城県 大河原町、宮城県 村田町、宮城県 柴田町 宮城県 川崎町、宮城県 丸森町、福島県 相馬市 福島県 南相馬市 福島県 新地町、福島県 飯舘村、宮城県 名取市 宮城県 岩沼市、宮城県 亘理町、宮城県 山元町 山形県 米沢市、山形県 長井市、山形県 南陽市 山形県 高畠町、山形県 川西町、山形県 白鷹町 山形県 小国町	
33	災害時における飯豊町内郵便局と飯豊町との協力に関する覚書	萩生郵便局、手ノ子郵便局、添川郵便局 中津川郵便局	
34	白川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理所	
35	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	

4 自衛隊災害派遣要請に関する資料

4-1 災害派遣要請書様式

	第	号
	年	月
		日
山形県知事	殿	
	飯豊町長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。		
1 災害の種類		
2 災害の状況及び派遣を要請する事由		
3 派遣を希望する期間		
4 派遣を希望する区域及び活動内容		
5 派遣先の責任者、連絡先		
6 派遣先への最適経路		
7 参考となるべき事項		

5 情報の収集・伝達に関する資料

5-1 山形県災害報告取扱要領

1 趣旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第245号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害をいう。

3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様式	摘要
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	
災害確定報告		
災害年報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 危機管理課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- オ 災害年報 2月15日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。

ウ 「全壊、全焼、流失」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）、焼失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

エ 「半壊、半焼」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊、焼失部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時

点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「がけ崩れ」とは、がけ地の崩落をいうものとする。

ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

ノ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号

災 害 速 報	
(月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) : 被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被災者氏名	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、負傷者の負傷状況等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、全壊〔全焼、全流失〕、半壊〔半焼〕、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第4号

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内容	避難先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

(注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害〔崖崩れ、地滑り、土石流等〕、住家被害〔全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等〕等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。

4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。

5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

6 備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。

様式第5号

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

(注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。

2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。

3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。

5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。

6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。

7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	河川名	場 所	被害発生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長（m）、面積（・）、土量（・）、等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第7号

土砂災害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖崩れ、地滑り、土石流等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
- 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
- 5 様式第5号に記入した分については除くこと。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の 種 別	場 所	被害発生		被 害 内 容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

(注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。

2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。

4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

令和 年 月 日（ ）： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。

様式第10号

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	避難施設名	場 所	避難 者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生～20歳未満)、大人(20歳以上～65歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記載すること。

様式第12号

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の種類及び数量	備 考
		医 師	看護師等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

様式第14号

災 害 報 告 (中間・確定)

災害名		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称				
報告番号	第 報	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円				設置市町村名	設 置	月 日 時		
			冠 水	ha		農林水産業施設	千円			解 散		月 日 時			
		畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			災害対策本部		適用市町村名	計	団体	
			冠 水	ha		その他の公共施設	千円								
市町村名		文教施設		箇所	小 計	千円									
区 分		被 害		病 院	箇所	農 産 被 害	千円								
人的被害	死 者	人	道 路		箇所	林 産 被 害	千円								
			橋 り よ う		箇所	畜 産 被 害	千円								
			河 川		箇所	水 産 被 害	千円								
			港 湾		箇所	商 工 被 害	千円								
住 家 被 害	負傷者	重 傷	人	砂 防		箇所	商工建物被害	千円		災害救助法	適用市町村名	計	団体		
				清 掃 施 設		箇所	鉄 道 施 設 被 害	千円							
				鉄 道 不 通		箇所	電 信 電 話 施 設 被 害	千円							
				被 害 船 舶		隻	電 力 施 設 被 害	千円							
非住家	公 共 建 物	棟	水 道		戸	そ の 他	千円								
			電 話		回線	小 計	千円			消防職員出動延人数	人				
			電 気		戸	被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人				
			ガ ス		戸	備 考									
非住家	そ の 他	棟	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所										
			床 上 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯								
			床 下 浸 水		世帯	り 災 者 数	人								
			火 災 発 生		人	災 害 の 態 様	地 す べ り	箇所							
				人	が け 崩 れ	箇所									
				人	土 石 流	箇所									
				人	建 物	件									
				人	危 険 物	件									
				人	そ の 他	件									

様式第15号

災 害 年 報

市(町・村)

区 分		災害名		発生年月日						計
人的被害	死 者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重 傷		人						
		軽 傷		人						
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟								
		世帯								
		人								
非住家		公共建物		棟						
		そ の 他		棟						
そ の 他	田	流失・埋没		ha						
		冠 水		ha						
	畑	流失・埋没		ha						
		冠 水		ha						
	文 教 施 設		箇所							
	病 院		箇所							
	道 路		箇所							
	橋 り よ う		箇所							
	河 川		箇所							
	港 湾		箇所							
	砂 防		箇所							
	水 道		箇所							
清 掃 施 設		箇所								

区分	災害名		発生年月日						計
その他の	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀	箇所							
	地すべり	箇所							
	がけ崩れ	箇所							
	土石流	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
農産被害	千円								
林産被害	千円								
畜産被害	千円								
水産被害	千円								
商工被害	千円								
商工建物被害	千円								
鉄道施設被害	千円								
電信電話施設被害	千円								
電力施設被害	千円								
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									
備考									

5-2 災害時に孤立する恐れのある集落

番号	地区名	集落名	アクセス道路	孤立する要因
1	小白川	上郷	町道松原・舟越	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
2	手ノ子	落合	町道手ノ子・落合線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
3	高峰	西高峰	(主)米沢飯豊線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
4	高峰	中通	豊川地区基幹農道	土石流・迂回路なし
5	中津川	岳谷	(一)岳谷上屋地線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
6	中津川	岩倉	(一)岳谷上屋地線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
7	中津川	川内戸	町道川内戸・折立沢線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
8	中津川	白川	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし
9	中津川	下屋地	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし
10	中津川	上原	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし
11	中津川	遅谷	町道上原・遅谷線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
12	中津川	宇津沢	町道下屋地・宇津沢線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
13	中津川	広河原	町道須郷・広河原線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
14	中津川	小屋	町道須郷・小屋線	土石流・迂回路なし
15	中津川	数馬	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし

6 水防に関する資料

6-1 重要水防箇所

番号	水系名	河川名	重要水防箇所			危険度 種別 ABC別	位置		予想される危険	対策水防工法	警報基準水位		備考
			左右岸別	現況	延長(m)		町	大字			量水標	警戒水位	
1	最上川	置賜白川	左岸	堤防	1,500	堤防高 B	飯豊	手ノ子	越水 危険	積土俵工	小白川	2.50	
2	最上川	萩生川	左右岸	漏水	860	漏水A	飯豊	萩生	漏水 危険	月の輪・釜段工	—	—	
3	最上川	宇津川	左岸	堤防	200	堤防高 B	飯豊	手ノ子	越水 危険	積土俵工	—	—	
4	最上川	萩生・坪沼排水路	左右岸	堤防	2,262	堤防高	飯豊	萩生 黒沢	越水 危険	積土俵工	—	—	

6-2 農業用ため池

No.	ダム名	所在地	受益面積 (ha)	有効貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	築造年
1	虎吉沢堤	大字中字虎吉沢	1 1	2 3	6	7 3	S39
2	伝内堤	大字萩生	1 0	8	2	9 9	
3	玉木沼	大字萩生字筒尻	5 1	8 6	1 0	8 6	S39
4	平田沢堤	大字黒沢字スタニ山	9	2 1	9	9 5	S27
5	二重平堤	大字黒沢字実木山	8	9	7	7 2	明治初期
6	新堤	大字椿字極楽寺沢	2 1	4 7	8	8 1	明治初期
7	館の沢上堤	大字椿字館ノ沢	1 8	2 6	7	1 1 7	S39
8	館の沢下堤	大字椿字館ノ沢	1 0	9	6	5 4	S39
9	小川堤	大字椿字薬師兀	1 0	2 5	6	9 8	不明
10	古室堤	大字小白川字古室内貳	1 0 2	4 9	1 6	6 4	S24
11	菅沼堤	大字小白川字沖山	1 0 2	1 8	1 1	4 2	不明
12	金山堤	大字添川字金山沢	1 2	1 6	5	1 8 7	S39
13	袋ヶ沢堤	大字添川字上町	7	3 6	5	8 0	S39
14	野手ヶ沢堤	大字添川字新林	2	1 6	1 0	5 0	不明
15	坊山堤	大字添川字勘ノ亟沢	1 0	4 0	1 2	6 8	S39
16	清水沢堤	大字添川字清水沢	1	2	6	6 7	
17	与作沢堤	大字添川字与作沢	7	1 8	1 0	6 0	
18	中ノ沢堤	大字添川字若松沢	9	1	3	2 5	不明
19	松兀堤	大字高峰字松兀沢	2	1	5	4 3	不明
20	観音沢堤	大字手ノ子字柳沢三	1	1 9	6	5 2	
21	小稲沢堤	大字岩倉字小稲沢	6	7 5	6	2 9	
22	上臺(わんだい)堤	大字高峰字	2	1	5	4 3	
23	六月沢ため池	大字小白川	-	-	-	-	
24	山ノ神堤	大字小白川	-	-	-	-	

6-3 気象観測所及び水位観測地点

1 気象台観測所

観測所位置	観測種目
飯豊町大字高峰503-6 (高峰多目的集会施設敷地内)	降水量・気温・風向・風速・日照時間・積雪
飯豊町大字岩倉563 (横山京次方)	降水量

2 水位観測所

河川名	観測所名	観測所位置	管 理
置賜白川	小白川	飯豊町大字小白川	置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課

3 水位流量観測所

河川名	観測所名	観測所位置	管 理
置賜白川	下屋地	飯豊町大字上原	白川ダム管理支所
置賜白川(広河原川)	広河原	飯豊町大字広河原	白川ダム管理支所
置賜白川	高 峰	飯豊町大字高峰字栗梨沢	白川ダム管理支所
置賜白川	手ノ子	飯豊町大字手ノ子	白川ダム管理支所
置賜白川	椿	飯豊町大字椿	白川ダム管理支所

4 雨量観測所

流域	観測所名	観測所位置	管 理
置賜白川	岳 谷	飯豊町大字岩倉	白川ダム管理支所
置賜白川	東 沢	飯豊町大字広河原	白川ダム管理支所
置賜白川	下屋地	飯豊町大字上原	白川ダム管理支所
置賜白川	高 峰	飯豊町大字高峰	白川ダム管理支所
置賜白川	椿	飯豊町大字松原	白川ダム管理支所

5 地震観測施設

区分	観測所名	所在地	管 理
強震観測	下屋地	飯豊町大字上原 (診療所前)	文部科学省
地震	椿	飯豊町大字椿 (役場)	山形県

7 災害危険箇所等に関する資料

7-1 土砂災害危険区域状況

(R2.12.18現在)

番号	地区名	危険箇所名	自然災害 の現象	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		データ 番号
				告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日	
1	西高峰	キノウガ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-035
2	西高峰	西高峰	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5404
3	手ノ子(萩荻)	葛ヶ沢	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25			08-001
4	上原	蟹沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-011
5	下屋地	三百刈沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-025
6	上原	沢田沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-026
7	上原	沢田東沢一1	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-027-01
8	上原	沢田東沢一2	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-027-02
9	数馬	大袖野沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-034
10	高野・寺分	南高野沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-040
11	高野・寺分	柴倉南沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-041
12	高野・寺分	寺分一1	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5405-1
13	高野・寺分	寺分一2	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5405-2
14	岳谷	鍵掛沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-017
15	岳谷	天屋沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-018

番号	地区名	危険箇所名	自然災害 の現象	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		データ 番号
				告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日	
16	岳谷	鍵掛	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-54002
17	遅谷	原ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-012
18	中	大沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-044
19	中	大沢北沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-045
20	宇津沢	八ヶ森沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-028
21	宇津沢	西八ヶ森沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-029
22	宇津沢	金比羅山沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-030
23	宇津沢	西清水沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-031
24	宇津沢	清水沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-032
25	宇津沢	東清水沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-033
26	向原	千陀羅沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-002
27	向原	萱刈沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-003
28	向原	鳥屋沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-004
29	落合	矢の沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-038
30	落合	落合-1	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-5409-1
31	落合	落合-2	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-5409-2
32	落合	落合-3	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-5409-3
33	川内戸	折立沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-013
34	白川	裏山沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-024
35	西向	小沼沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-037

番号	地区名	危険箇所名	自然災害 の現象	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		データ 番号
				告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日	
36	広河原	天戸屋沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-010
37	広河原	広河原	地滑り	県告第 116 号	H24.2.7			37
38	広河原	広河原 2-1	地滑り	県告第 116 号	H24.2.7			J08-H001-1
39	広河原	広河原 2-2	地滑り	県告第 116 号	H24.2.7			J08-H001-2
40	岩倉	大日沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-016
41	小屋	入湯ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-005
42	小屋	所沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-006
43	小屋	丸山沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-008
44	小屋	南細入沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-009
45	下屋地・白川	下屋地-1	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-5401-1
46	下屋地・白川	下屋地-2	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-5401-2
47	下屋地・白川	下屋地-3	急傾斜地	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	2-5401-3
48	高峰	蟹ヶ沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-036
49	上郷	沼ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-039
50	上郷	田代沢北沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-H002
51	町西	柳沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-043
52	上屋地	若宮神社沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-022
53	上屋地	品子沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-023
54	高造路	畑造路沢	土石流	県告第 116 号	H24.2.7	県告第 117 号	H24.2.7	08-014
55	高造路	高造路川	土石流	県告第 116 号	H24.2.7			08-015

番号	地区名	危険箇所名	自然災害 の現象	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		データ 番号
				告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日	
56	岩倉	林ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-019
57	岩倉	滝ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-020
58	岩倉	小稲沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-021
59	岩倉	岩倉	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5404
60	岩倉	高造路	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			34
61	須郷	菅沼	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			38
62	手ノ子	堀切沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-H001
63	広河原	広河原 1	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25	県告第 270 号	H26. 3. 25	08-H003
64	広河原	広河原 2	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25	県告第 270 号	H26. 3. 25	08-H004
65	広河原	広河原	急傾斜地	県告第 267 号	H26. 3. 25	県告第 270 号	H26. 3. 25	1-54H001

7-2 雪崩危険箇所

【山形県県土整備部河川砂防課】

番号	箇所名	位置		地形					気象		人家戸数	公共的建物		公共施設		備考
		町村	字	傾斜度	高さ(m)	標高(m)	長さ(m)	斜面の方位	既往最大積雪深(m)	観測年月日		種類	数	種類	m	
1	白川発電所	飯豊町	西高峰	44	95	420	292	S	335	S49. 2. 14	—	発電所	1	町道	130	特雪
2	下屋地	飯豊町	下屋地	25	60	440	128	S	377	S56. 2. 9	7			町道	430	特雪
3	高峰発電所	飯豊町	西高峰	38	60	350	246	E	335	S49. 2. 14	—	変電所	1			特雪
4	岩倉	飯豊町	岩倉	25	155	560	332	W	377	S56. 2. 9	4	公民館	1	町県道	217	特雪
5	白川	飯豊町	白川	24	55	440	124	S	377	S56. 2. 9	4			町県道	125	特雪
6	遅沢	飯豊町	遅谷	28	60	440	112	S E	377	S56. 2. 9	2	公民館	1	町道	270	特雪
7	岳谷	飯豊町	岳谷	34	65	560	98	S E	377	S56. 2. 9	2			町道	200	特雪
8	高野	飯豊町	萩生	35	40	340	56	N E	266	S49. 2. 14	—					特雪
9	五輪原	飯豊町	岩倉	36	70	480	98	S E	377	S56. 2. 9	1					特雪
10	小川入沢	飯豊町	岩倉	28	70	489	130	S E	377	S56. 2. 9	1			町道	70	特雪
11	高造路	飯豊町	岩倉	24	40	470	92	NW	377	S56. 2. 9	1			県道	25	特雪
12	下屋地2	飯豊町	下屋地	28	40	400	76	NW	377	S56. 2. 9	—			町道	20	特雪
13	治の沢	飯豊町	小屋	27	80	500	202	W	377	S56. 2. 9	1			町道	30	特雪
14	小屋	飯豊町	小屋	26	60	510	123	NW	377	S56. 2. 9	2			町道	305	特雪
15	上岩倉	飯豊町	岩倉	37	30	480	40	E	377	S56. 2. 9	3					特雪

【山形県農林水産部森林ノミクス課】

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	斜面 傾斜	保全対象		危険箇所 番号	備考
		町村	大字			種類	m		
1	若林	飯豊町	数馬	13.1	中	県道	300	403-09	特雪
2	解沢	飯豊町	小屋	3.5	中	林道	100	403-10	特雪
3	大下山	飯豊町	小屋	2.6	急	町道	200	403-11	特雪
4	骨投沢	飯豊町	須郷	2.2	中	県道	100	403-12	特雪
5	前平	飯豊町	須郷	2.9	中	県道	100	403-14	特雪
6	中山	飯豊町	小坂	6.0	急	県道	200	403-15	特雪
7	石採沢	飯豊町	高峰	22.1	急	県道	500	403-16	特雪

49 一凡例一

特雪→豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯

7-3 山腹崩壊危険箇所

【山形県農林水産部森林ノミクス推進課】

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	人家 戸数	公共の建物		公共施設		林 班	危険地区 番 号
		町村	大字			種 類	数	種 類	m		
1	北 高 野	飯 豊 町	萩 生	4	—			町 道		246	403-01
2	芦 沢 山	飯 豊 町	萩 生	1	—					229・230	403-02
3	南 高 野	飯 豊 町	萩 生	3	3			町 道		229	403-03
4	沼 沢	飯 豊 町	小 白 川	4	2			町 道		221	403-04
5	正 計 山	飯 豊 町	小 白 川	6	1			町 道		189	403-05
6	神 明	飯 豊 町	手 ノ 子	3	5	鉄 道	1	町 道		177	403-06
7	馬 奈 神 沢	飯 豊 町	宇 津 沢	2	1			町 道		88	403-07
8	清 水 沢	飯 豊 町	宇 津 沢	3	2			町 道		88	403-08
9	若 宮 沢	飯 豊 町	上 屋 地	4	2			県 道		80	403-09
10	蛇 沢	飯 豊 町	川 内 戸	8	8	公 民 館	1	町 道		55	403-10
11	九 才 沢	飯 豊 町	上 屋 地	6	2			県 道		70・80	403-11
12	長 畑	飯 豊 町	岩 倉	3	1			県 道		78	403-12
13	経 繰	飯 豊 町	岩 倉	3	—			町 道		73	403-13
14	栃 木 沢	飯 豊 町	遅 谷	2	2			町 道		51	403-14
15	西小屋ノ沢	飯 豊 町	遅 谷	4	—			町 道		51	403-15
16	大 兀	飯 豊 町	広 河 原	2	—			町 道		38	403-16
17	大 谷 地 1	飯 豊 町	小 屋	6	—					2	403-17
18	大 谷 地 2	飯 豊 町	小 屋	2	—					2	403-18
19	蕨 沢	飯 豊 町	小 屋	8	2			町 道		3	403-19
20	丸 山	飯 豊 町	小 屋	2	1			町 道		14	403-20

7-4 地すべり危険箇所

【山形県農林水産部森林ノミクス推進課】

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	自然条件		人家 戸数	公共的建物		公共施設		危険地区 番号
		町村	大字		地質区分	岩石の種類		種類	数	種類	m	
1	新 沼	飯 豊 町	萩 生	77	新第三紀	堆積岩（堆積岩・泥岩）	—			町 道		403-01
2	荒 尾 沢	飯 豊 町	小 白 川	100	新第三紀	堆積岩（礫岩・砂岩）	2			町 道		403-02
3	水 口	飯 豊 町	手 ノ 子	38	新第三紀	堆積岩（礫岩・砂岩）	2	公民館	1	町 道		403-03
4	塩 波	飯 豊 町	手 ノ 子	8	新第三紀	堆積岩（礫岩・浮石質凝灰岩）	5	鉄 道	1	町 道		403-04
5	内 山	飯 豊 町	高 峰	50	第四紀	堆積岩（堆積岩）	7	公民館	1	町 道		403-05
6	小 山 沼	飯 豊 町	高 峰	136	新第三紀	堆積岩（堆積岩・泥岩）	5			町 道		403-06
7	尾 洗	飯 豊 町	高 峰	198	新第三紀	堆積岩（砂岩・泥岩）	—	ダ ム	1	県 道		403-07
8	松 の 沢	飯 豊 町	小 屋	44	新第三紀	堆積岩（泥岩・砂岩）	—			町 道		403-08
9	屋 敷 浦	飯 豊 町	広 河 原	93	新第三紀	堆積岩（泥岩）	1			町 道		403-09
10	蟹 沢	飯 豊 町	遅 谷	46	新第三紀	堆積岩（砂岩・砂質頁岩）	4			町 道		403-10
11	水 上 沢	飯 豊 町	遅 谷	8	新第三紀	堆積岩（砂岩・砂質頁岩）	2			町 道		403-11
12	郷 目 記 沢	飯 豊 町	下 屋 地	29	新第三紀	堆積岩（泥岩）	—					403-12
13	越 戸 沢	飯 豊 町	遅 谷	20	新第三紀	堆積岩（泥岩）	—			町 道		403-13
14	小 稲 沢	飯 豊 町	岩 倉	112	新第三紀	堆積岩（砂岩）	2			県 道		403-14
15	水 上	飯 豊 町	手 ノ 子	3	新第三紀	堆積岩（凝灰岩・泥岩）	—			町 道		403-15
16	中 村	飯 豊 町	須 郷	53	新第三紀	堆積岩（泥岩・頁岩互層）	—	ダ ム	1	県 道		403-16
17	沼 ノ 沢	飯 豊 町	須 郷	6	新第三紀	堆積岩（緑色凝灰岩・硬質頁岩・角礫岩）	—			町 道		403-17
18	藤 次 沢	飯 豊 町	遅 谷	14	新第三紀	堆積岩（凝灰質砂岩）	—			町 道		403-18

7-5 崩落土砂流出危険箇所

【山形県農林水産部森林ノミクス推進課】

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	人家 戸数	公共的建物		公共施設		危険地区 番号
		町村	大字			種類	数	種類	m	
1	滝の沢	飯豊町	手ノ子	1.20	—	鉄道	1			403-01
2	観音沢	飯豊町	手ノ子	0.30	2	ため池	1	国道		403-02
3	関山	飯豊町	添川	0.75	3			県道		403-03
4	蔵司山	飯豊町	中	0.15	3			町道		403-04
5	脇ノ沢	飯豊町	中	0.30	2			町道		403-05
6	大沢	飯豊町	中	0.24	3			町道		403-06
7	虎吉山	飯豊町	中	0.30	3			町道		403-07
8	天屋沢1	飯豊町	岩倉	0.24	1			町道		403-08
9	口黒	飯豊町	岩倉	0.12	—			県道		403-09
10	林ノ沢1	飯豊町	岩倉	0.12	—			町道		403-10
11	林ノ沢2	飯豊町	岩倉	0.15	1			町道		403-11
12	白禿	飯豊町	岩倉	0.30	6			町道		403-12
13	品子沢	飯豊町	上屋地	0.60	2			町道		403-13
14	沢田林	飯豊町	下屋地	0.60	4	旧学校	1	県道		403-14
15	川入	飯豊町	遅谷	0.23	—			町道		403-15
16	越戸	飯豊町	遅谷	0.54	—			町道		403-16
17	温俣沢	飯豊町	遅谷	0.18	—			町道		403-17
18	十二沢	飯豊町	遅谷	0.27	—			町道		403-18
19	清水沢	飯豊町	宇津沢	0.09	2			町道		403-19

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	人家 戸数	公共の建物		公共施設		危険地区 番号
		町村	大字			種類	数	種類	m	
20	水上沢	飯豊町	広河原	0.54	—			町道		403-20
21	堂滅沢	飯豊町	広河原	0.30	—			町道		403-21
22	細入	飯豊町	小屋	0.24	1			町道		403-22
23	入湯沢	飯豊町	小屋	0.81	1			町道		403-23
24	松ノ沢	飯豊町	小屋	0.12	—			町道		403-24
25	水沢	飯豊町	小屋	0.54	—			町道		403-25
26	水上	飯豊町	小屋	0.30	—			町道		403-26
27	蟹ヶ沢	飯豊町	高峰	0.63	—			県道		403-27
28	三本松	飯豊町	高峰	0.36	—			県道		403-28
29	岳谷沢	飯豊町	岩倉	2.16	—			県道		403-29
30	沢原入	飯豊町	下屋地	0.60	2			県道		403-30
31	藤次沢	飯豊町	遅谷	0.45	—			町道		403-31
32	橋場沢	飯豊町	広河原	0.06	—			町道		403-32
33	浦ノ沢	飯豊町	上原	1.35	—			町道		403-33
34	バツケイ	飯豊町	小屋	0.12	—			県道		403-34
35	骨投沢	飯豊町	須郷	0.63	—			国道		403-35
36	上ノ台	飯豊町	手ノ子	0.54	1	鉄道	1			403-36
37	滝ノ沢	飯豊町	手ノ子	0.72	—	鉄道	1	町道		403-37
38	坪沼	飯豊町	小白川	2.34	1			町道		403-38
39	薬師堂	飯豊町	椿	1.32	9	ため池	1	町道		403-39
40	追館	飯豊町	椿	1.05	11	役場	1	町道		403-40

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	人家 戸数	公共の建物		公共施設		危険地区 番号
		町村	大字			種類	数	種類	m	
41	抜 沢	飯 豊 町	椿	2.16	14	ため池	1	町 道		403-41
42	坊 主 山	飯 豊 町	椿	0.72	12		1	町 道		403-42
43	柳 沢	飯 豊 町	萩 生	0.27	2	ゆり園	1	町 道		403-43
44	虎 吉 沢	飯 豊 町	中	0.90	—			町 道		403-44
45	岩 折 戸	飯 豊 町	広 河 原	16.74	—			町 道		403-45
46	蜂 ヶ 沢	飯 豊 町	広 河 原	3.24	—			町 道		403-46
47	筒 尻	飯 豊 町	萩 生	1.44	—			町 道		403-47
48	下 鳥 屋	飯 豊 町	岩 倉	12.00	—			県 道		403-48
49	洞 明 沢	飯 豊 町	小 白 川	3.60	2			町 道		403-49
50	穴 切	飯 豊 町	手 ノ 子	2.10	—		1			403-50
51	七郎左右衛門	飯 豊 町	小 屋	2.70	—					403-51
52	大 清 水	飯 豊 町	高 峰	0.84	7	ダ ム	1	県 道		403-52
53	滝 ノ 沢	飯 豊 町	岩 倉	3.60	2			県 道		403-53
54	油 沢	飯 豊 町	下 屋 地	2.25	—					403-54
55	御 倉 山	飯 豊 町	岩 倉	0.72	2			県 道		403-55
56	太 伝 沢	飯 豊 町	須 郷	6.48	—			町 道		403-56
57	迷 ヶ 沢	飯 豊 町	小 屋	2.16	—			町 道		403-57
58	屋 代 切	飯 豊 町	岩 倉	1.08	—			町 道		403-58
59	天屋沢 2	飯 豊 町	岩 倉	0.66	—					403-59
60	木 島 屋	飯 豊 町	岩 倉	0.75	—					403-60
61	鑄 山	飯 豊 町	岩 倉	2.40	—			町 道		403-61

番号	箇所名	位置		面積 (ha)	人家 戸数	公共の建物		公共施設		危険地区 番号
		町村	大字			種類	数	種類	m	
62	下西ノ俣	飯豊町	小屋	5.40	—					403-62
63	上西ノ俣	飯豊町	小屋	3.60	—					403-63
64	大日沢	飯豊町	小屋	1.08	—					403-64
65	沼沢	飯豊町	小白川	1.08	2			町道		403-65
66	梓山	飯豊町	添川	0.75	12	ため池	1	町道		403-66
67	布ノ俣	飯豊町	手ノ子	1.89	—	トンネル	1	国道		403-67
68	水口	飯豊町	手ノ子	0.78	—	トンネル	1	国道		403-68
69	三本松	飯豊町	高峰	0.36	4			県道		403-69
70	渋沼	飯豊町	高峰	3.33	—	射撃場	1	県道		403-70
71	大沢	飯豊町	白川	1.08	7	公民館	1	県道		403-71
72	中小沢	飯豊町	遅谷	0.12	—			町道		403-72
73	黒滝	飯豊町	岩倉	1.50	—					403-73
74	脇沢	飯豊町	岩倉	1.68	—			町道		403-74

8 避難収容に関する資料

8-1 指定緊急避難場所（屋内・屋外）・指定避難所（屋内）

区 分	指定緊急避難場所 ・指定緊急避難所	屋内面積 (㎡)	収容人員 (人/3㎡)	災害種別	備 考
中部地区 (中・萩生・黒沢)	第一小学校	4,150	1,300	全	校舎・体育館 グラウンド
	飯豊わくわくこども園 (乳児部)	590	100	全	園舎・園庭
	中部地区公民館	1,009	300	全	施設・駐車場
	飯豊わくわくこども園 (乳児部)	439	100	全	園舎・園庭
白樺地区 (椿・小白川)	第二小学校	3,626	1,200	全	校舎・体育館 グラウンド
	飯豊中学校・町民 スポーツセンター	7,078	2,300	全	校舎・体育館 グラウンド
	町民総合センター	2,914	1,000	全	施設・駐車場
	白樺地区公民館	995	300	全	施設・駐車場
	飯豊すくすくこども園	814	100	全	園舎・園庭
東部地区 (添川・松原)	添川小学校	3,282	1,000	全	校舎・体育館 グラウンド
	添川児童センター	608	100	全	園舎・園庭
	東部地区公民館	612	200	全	施設・駐車場
西部地区 (手ノ子・高峰)	手ノ子小学校	3,023	1,000	全	校舎・体育館 グラウンド
	手ノ子幼稚園	454	100	全	園舎・園庭
	西部地区公民館	499	150	全	施設・駐車場
中津川地区	旧中津川小中学校	1,506	500	全	校舎・体育館 グラウンド
	飯豊町高齢者介護 予防センター	339	100	全	施設・駐車場

区 分	指定緊急避難場所 ・指定緊急避難所	屋内面積 (㎡)	収容人員 (人/3㎡)	災害種別	備 考
	中津川地区公民館 (土砂災害を除く)	472	150	一部	施設・駐車場
合 計	18カ所	32,410	10,000		

8-2 一次（簡易）避難場所（屋内・屋外）

区 分	一次（簡易）避難所（災害の状況や地域の実情に応じた設置）
中部地区 (中・萩生・黒沢)	中西分館、中北分館、中分館、新田分館、沖分館、高野寺分館、石原分館、萩生東部分館、中ノ目北分館、深淵分館、谷地田分館、吉長分館、旭分館、黒沢分館、坪沼分館、下黒沢分館
白樺地区 (樺・小白川)	樺第一分館、財津堂分館、樺上野分館、樺駅前分館、辻分館、諏訪分館、小原分館、下樺分館、上郷分館、上野分館、小白川分館、下野分館、北上野分館
東部地区 (添川・松原)	上代分館、昭和分館、下町分館、上町分館、東山分館、中洞分館、大旦分館、下川原分館、松原分館
西部地区 (手ノ子・高峰)	手ノ子分館、向原分館、萩分館、西高峰分館、中通分館、橋本分館、東向分館、高峰分館、西向分館
中津川地区	川内戸分館、白川分館、下屋地分館、上原分館、宇津沢分館、小屋分館、岩倉分館
合 計	54カ所

8-3 その他の指定避難所（場所）

対象区分	指定避難所（場所）	利用施設	備 考
観光者 通行者 研修者 町内住民	どんでん平ゆり園	管理施設・駐車場	観光者・近隣住民
	めざみの里観光物産館	ホール・駐車場	観光者・通行者、近隣住民・ 輸送車両
	道の駅いいで	管理棟・駐車場	観光者・通行者、近隣住民・ 輸送車両
	手ノ子スキー場	ロッジ・駐車場	観光者・通行者、近隣住民
	飯豊少年自然の家	研修棟・調理設備	研修者・通行者、近隣住民
	白川荘・白川ダム湖岸公園	宿泊棟・公園・駐車場	観光者・通行者、近隣住民

8-4 福祉避難所

対象区分	指定避難所	入所利用施設	備 考
要配慮者	飯豊町社会福祉協議会 短期入所生活介護センター	福祉の里めざみ	要配慮者 (避難行動要支援者)
	いいで福祉会 特別養護老人ホーム	ひめさゆり荘	要配慮者 (避難行動要支援者)
	飯豊町介護老人保健施設	美の里	要配慮者 (避難行動要支援者)

9 緊急輸送に関する資料

9 災害対策用臨時ヘリポート

施設の名 称	施設の所在地	広さ (㎡)	ヘリポートの状況					緊急車の到着時間
			水	中全	中昼	小全	小昼	
飯豊町民野球場	飯豊町大字 椿2883	16,800		○				10分
白川ダム湖岸公園	飯豊町大字 数馬212	11,000	○	○				25分
手ノ子小学校	飯豊町大字 手ノ子1694	15,010		○				16分
第一小学校	飯豊町大字 萩生677	9,953		○				6分
白川グラウンド	飯豊町大字 添川2099	12,000	○	○				12分
めざみの里観光物産館・道の駅	飯豊町大字 松原1898	10,000		○				12分
手ノ子スキー場	飯豊町大字 手ノ子2555	7,000		○				18分
ゆり園	飯豊町大字 萩生3341	15,000		○				10分

(注) 水=空中消火用の水利が付近で確保可能なヘリポート

中全=中型ヘリが全日発着可

中昼=中型ヘリが昼間のみ発着可

小全=小型ヘリが全日発着可

小昼=小型ヘリが昼間のみ発着可

10 医療救護に関する資料

10-1 医療機関一覧

No.	施設名	住所	電話番号	診療科目
1	公立置賜総合病院	川西町西大塚 2000	46-5000	内科、小児科、精神科、神経内科、外科、眼科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、産婦人科、心臓血管外科、麻酔科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、リハビリ科

《飯豊町》

No.	施設名	住所	電話番号	診療科目
1	飯豊町国民健康保険診療所	椿3654-1	72-2300	内科、小児科
2	付属中津川診療所	上原622	77-2330	内科、外科、皮膚科
3	さゆりクリニック	萩生4362	86-3056	内科、整形外科、歯科、リハビリテーション科

10-2 医療救護所設置予定場所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	飯豊町町民総合センター	飯豊町大字椿3622	72-3111	156
2	飯豊町中部地区公民館	飯豊町大字萩生3548	72-2126	217
3	飯豊町白椿地区公民館	飯豊町大字椿1902-4	72-2242	272
4	飯豊町東部地区公民館	飯豊町大字添川2955	74-2447	136
5	飯豊町西部地区公民館	飯豊町大字手ノ子2861-1	75-2111	118
6	飯豊町中津川地区公民館	飯豊町大字上原469	77-2020	68

10-3 医療品等調達先

《飯豊町内》

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	(有)ワゴー薬局	飯豊町大字萩生4284-7	72-5075	
2	ゆり調剤薬局	飯豊町大字椿3594-7	78-2799	

1 1 ライフラインの応急復旧に関する資料

1 1 飯豊町指定給水装置工事事業者（町内）

No.	業 者 名	住所	電話番号	備考
1	(株)佐藤管工業	飯豊町大字萩生615	72-2191	
2	(株)高橋工務店	飯豊町大字高峰3255	75-2086	

12 道路施設に関する資料

12-1 落石等危険箇所（主要地方道）

【山形県県土整備部交通基盤課】

路線名	所在地	点 検 内 容		
		危険内容	対策工法	区分
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（2）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（3）	雪崩	擁壁＋雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（4）	雪崩	擁壁＋雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（5）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町須郷	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町小坂（1）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町小坂（3）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町小坂（4）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（1）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（2）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（4）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（5）	雪崩	スノーシェッド	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（7）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（8）	雪崩	雪崩予防柵 スノーシェッド	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（10）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（11）	雪崩	雪崩予防柵 擁壁＋雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（12）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（14）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（15）	雪崩	擁壁＋雪崩予防柵 雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（16）	雪崩	法面改良	防雪
川西小国線	飯豊町上原	雪崩	段切り	防雪

12-2 要耐震対策橋梁点検箇所（県管理分）

【山形県県土整備道路課】

1 主要地方道

路線名	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	完成年度	対 策 工 法
米沢飯豊線	須坂橋	32	7.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	滝の沢橋	30	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	小坂橋	35	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	中津川橋	235	6.5	S48	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	鎧沢橋	87	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	矢淵橋	55	7.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	不動橋	142	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
米沢飯豊線	洗尾橋	130	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	大鹿橋	50	6.5	S48	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
米沢飯豊線	坪深橋	32	6.5	S46	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
米沢飯豊線	高峰橋	61	6.5	S46	落橋防止：チェーン方式 桁間連結装置
川西小国線	這坂橋	55	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
川西小国線	館橋	40	7.0	S47	橋脚：RC巻立て補強
川西小国線	下赤坂橋	17	5.0	S44	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
川西小国線	高野橋	15	7.0	S48	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
長井飯豊線	酒町橋	17	7.0	S50	落橋防止：チェーン方式
長井飯豊線	萩生橋	21	8.5	H4	落橋防止：チェーン方式
長井飯豊線	大巻橋	25	5.5	S43	落橋防止：リンク方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
長井飯豊線	中郷橋	82	10.0	H17	落橋防止：PC鋼棒方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
川西小国線	十四郷橋	120	6.5	S51	橋脚：RC巻立て補強
川西小国線	這坂橋	55	6.5	S47	橋脚：RC巻立て補強

2 一般県道

路線名	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	完成年度	対 策 工 法
椿川西線	長瀬橋	83	10.0	H4	
萩生九野本線	田尻橋	22	7.0	S46	落橋防止：チェーン方式

12-3 町内のトンネル

1 道 路

路線名	トンネル名	所在地	車道幅員(m)	有効高(m)	延長(m)	完成年度
国道113号	新宇津	手ノ子	7.0	4.7	1,335	H6
米沢飯豊線	屏風岩	高 峰	6.0	4.5	345	S47

2 鉄 道

駅間等		トンネル名	延 長 (m)	保守区	所 在 地	
自	至				入 口	出 口
手ノ子	羽前 沼沢	宇 津	1,279.00	村上施設区	飯豊町大字 手ノ子字鎧元	小国町大字 沼沢字東杉立

13 復旧・復興に関する資料

13-1 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

1 災害弔慰金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 町内において住居が5世帯以上滅失した自然災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町村
2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体市町村（条例）		支給の制限	
3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）				

2 災害障害見舞金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 町内において住居が5世帯以上滅失した自然災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	法別表に掲げる程度の障害がある者	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市町村
2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体市町村（条例）		支給の制限	
3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該傷病者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難	
4 災害救助法が適用された市町村をその				

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)			の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

3 被災者生活再建支援金

対象となる自然災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口																		
<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1から3区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3</p>	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託)</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2</p>	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、其の住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p>	<p>支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。)</p> <p>1 基礎支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる。</p>	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	被害程度	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	市町村
被害程度	支給額																					
全壊	100万円																					
解体	100万円																					
長期避難	100万円																					
大規模半壊	50万円																					
被害程度	支給額																					
建設・購入	200万円																					
補修	100万円																					
賃借(公営住宅以外)	50万円																					

対象となる自然災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村				

4 災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 但しその世帯の住居が滅失した場合には1,270万円	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村 (条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複250万円 イ 1と2のイの重複270万円 ウ 1と2のウの重複350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%	市町村

5 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯等 （概ね町民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下）	1 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省0728第9号） 2 実施主体等 （1）実施主体 県社会福祉協議会 （2）窓口 町村社会福祉協議会 （民生委員・児童委員）	貸付限度 1世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、其の世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書、見積書他

6 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 （1）猶予期間1年以内（1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） （2）添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

7 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

8 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。	災害救助法の適用は要しない。

根拠法令等	特例措置の内容	備考
	<p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>30,000円以上 1年</p> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>30,000円以上45,000円未満 1年</p> <p>45,000円以上 1年6か月</p>	

13-2 住宅資金の貸付

1 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

融資対象	融資限度額	貸付条件
<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、中古住宅購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けた者 <p>2 建設</p> <p>床面積に関する制限なし</p> <p>3 新築住宅購入</p> <p>床面積に関する制限なし</p> <p>竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅</p> <p>4 中古住宅購入</p> <p>床面積に関する制限なし</p> <p>竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅</p> <p>機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅</p> <p>5 補修</p> <p>床面積・築年数に関する制限なし</p>	<p>1 建設資金</p> <p>(1) 土地を取得する場合 3,700万円</p> <p>(2) 土地を取得しない場合 2,700万円</p> <p>2 新築・中古住宅購入資金 3,700万円</p> <p>3 補修資金 1,200万円</p>	<p>1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入</p> <p>(1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</p> <p>(2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長）</p> <p>2 補修</p> <p>(1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</p> <p>(2) 据置期間 1年間</p>

2 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>1 対象世帯</p> <p>(1) 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額. 2倍以下)</p> <p>(2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり))</p>	<p>1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援)</p>	<p>貸付限度 250万円</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし1.5%(据置期)</p>

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(3) 障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳のい ずれかの交付を受けている者が いる世帯(所得制限あり))	0728 第 9 号) 2 実施主体 県社会福 祉協議会 3 窓口 町社会福 祉協議会 (民生委 員・児童委 員)		間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属す る者であって、原則として 同一都道府県に居住し、そ の世帯の生活の安定に熱 意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証 明を添付のこと。

3 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金	貸付条件
1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修 又は保全するために必要な資金	1 母子及び寡 婦福祉法施行 令第7条及び 第36条 2 法施行令通 知	貸付限 度 200万円	1 災害救助法の適用を要 しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

13-3 激甚災害の指定基準

1 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
激甚法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (B基準) 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込額総計 > 当該都道府県内全市町村の標準税収入 × 5%
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別措 置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定 額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補助 の特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該災害における被 害見込額が5,000万円以下のものは除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される場合 2 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5%で激甚 法第8条の措置が適用される場合
激甚法第8条 (天災による被害農林漁 業者等に対する資金の融 通に関する暫定措置の特 例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因 による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい 場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対 する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) (B基準)

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%
激甚法第12条 (中小企業信用保健法による災害関係保証の特例) 激甚法第13条 (小規模企業等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% (B基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県内の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は、その中小企業関係被害額 > 1,400億円
激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助) 激甚法第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸 (B基準) 次の1又は2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
還金の基準財政需要額への算入等)	2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
激甚法第2章 (第3条～第4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	災害ごとの市町村の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (ただし、当該査定事業費が1,000万円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額が、おおむね1億円未満である場合を除く。
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置) 激甚法第6条 (農林水産事業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く。)かつ、要復旧見込面積が大火による被害にあつては、おおむね300ha、その他の被害にあつては、当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	中小企業関係被害額 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、被害額が1,000万円未満は除外)に該当する市町村が1つ以上 ただし、上記に該当する市町村の当該被害を合算した額が、おおむね5,000万円未満を除く。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章又は第5条の措置が適用される場合

14 災害履歴に関する資料

1.4 主な災害発生状況

1 自然災害

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害額	備考
昭和31年 7月14日 ～17日	豪雨	人的被害 死者 1名 家屋浸水 床上浸水123戸 (719人) 床下浸水800戸 橋梁被害 流出 11箇所 落橋 2箇所 崩潰 1箇所 折損 1箇所 道路被害 6箇所 延べ 4,475m 堤防被害 白川 右岸 270m 左岸 300m 萩生川 右岸 16m 左岸 8m 水路被害 11箇所 965m		◎災害救助法適用 飯豊村災害対策本部設置
昭和33年 9月17日	豪雨			降雨量 萩生付近 40mm～50mm 中津川地区130mm～150mm 耕地浸水面積 660ha (内冠水面積160ha) 飯豊橋落橋
昭和37年 4月8日 ～11日	融雪	人的被害 死者 1名 堤防決壊 1箇所		手ノ子宇津峠土砂崩れ
昭和38年 1月	豪雪	農林関係 土木関係 公共施設 その他(電気、通信関係、 鉄道、住宅等)	15,000万円 1,500万円 500万円 3,000万円 計約2億円	

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害額	備考
昭和39年 6月16日	新潟地震	溜池 土砂崩れ 地滑り 家屋 商店の商品、備品等 貯水槽 その他（県道の土砂崩れ、石積コンクリート崩潰、門柱、石柱、墓石倒壊、地割れ、陥没等）	8,877千円 1,100万円 800万円 10万円 数百万円 計3,000万円 以上	
昭和42年 8月27日	豪雨 (羽越水害)	住宅被害 流出 20戸 半壊 34戸 床上浸水 262戸 床下浸水 538戸 罹災者数 4,187人 橋梁等 橋梁流出 27橋 道路欠所 流出等 55箇所 土砂崩壊 箇所 山腹崩壊 1箇所	計5,000万円 以上	◎災害救助法適用
昭和44年 7月28日 ～ 8月8日	豪雨	家屋浸水 床上浸水 11戸 床下浸水 262戸 罹災者数 4,187人 橋梁等 橋梁流出 5箇所 道路決壊 5箇所 地すべり 2箇所 道路流出 2箇所 堤防決壊 4箇所 道路陥没 1箇所 道路埋没 2箇所	計5,000万円 以上	飯豊町水害対策本部設置
昭和49年	豪雪			山形県豪雪災害対策本部 49.1.30 設置 49.6.15 閉鎖
昭和51年	冷害	水稻 平年の2～3割減収	約7億円	飯豊町冷害対策本部設置
昭和54年 3月31日	強風	住宅被害 半壊 6世帯		飯豊町強風災害対策本部

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害額	備考
		一部破損 113世帯 車庫、塀、立木の倒壊等 損害罹災世帯 393世帯 公立文教施設 農林水産業施設 その他公共施設 農産関係 林産関係 商工建物 その他	144万円 2,000万円 228万円 100万円 500万円 100万円 6,000万円 計9,072万円	
昭和55年 1月	豪雪	人的被害 死者 1名 重軽傷者 6名 住宅被害 一部破損 24棟 床上下浸水 2棟 計 26棟 公立文教施設 農林水産業施設 その他公共施設 農産被害 その他	100万円 200万円 300万円 41.5万円 1,559.6万円	山形県豪雪対策連絡本部 55.2.7 設置 55.5.13 解散 飯豊町豪雪災害対策本部 設置 55.3.31 解散
昭和55年	冷害	稲作3割以上の減収 水稲作況指数「89」	約10億円	飯豊町冷害対策本部 55.9.17 設置
昭和56年 1月	豪雪			山形県豪雪対策連絡本部 56.1.7 設置 56.5.25 解散 飯豊町豪雪災害対策本部 設置
昭和56年	冷害	稲作作況指数 「90」	約4億円	飯豊町農作物被害対策本部 56.10.30 設置
昭和59年 7月24日 ～26日	集中豪雨			中津川 総雨量 83mm 日雨量 42mm 時間雨量 24mm
昭和61年 8月4日	大雨			高峰 中津川

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害額	備考
～5日				
昭和63年	冷害	水稲作況指数 「89」の著しい不良	約8億円	飯豊町異常気象対策本部 63.5.13 設置
平成3年	冷害	水稲作況指数 「97」		飯豊町異常気象対策本部 3.7.25 設置
平成4年 5月24日	落雷	人的被害 1名焼死		
平成5年	冷害 (戦後最悪)	水稲作況指数 「82」の著しい不良		飯豊町異常気象対策本部 5.7.22 設置
平成13年 1月5日	豪雪	人的被害 ・重傷1名 ・軽傷2名 建物被害 ・全壊 家屋 6棟 車庫・物置 3棟 ・半壊 家屋 3棟 車庫・物置 1棟 ・一部損壊 家屋 3棟		飯豊町豪雪災害対策本部 13.1.5 設置 13.4.10 解散
平成16年 7月17日	豪雨	2集落に避難勧告発令 落合8世帯(16人) 上郷8世帯(19人)		飯豊町災害対策本部設置 避難所 西部地区活性化センター 小白川公民館
平成17年 12月～	豪雪 18年豪雪	～山形県の被害～ 人的被害 死者:13人 負傷者:283人 (雪下ろしによる転落事故:182人) 住宅被害(全・半・一部):44棟		飯豊町豪雪対策本部 (県豪雪対策連絡会議) ～飯豊町の被害～ 死者:1人 負傷者:5人
平成18年 7月15日	豪雨	飯豊町の被害 住宅被害:床下浸水1棟 道路規制:県道 2ヶ所 町道 4ヶ所		雨量(中津川) 4:00～8:00=55 ^ミ
平成25年 7月22日	豪雨	飯豊町の被害 住宅被害:床上浸水1棟 :床下浸水5棟 東山工業団地内 企業3社:床上浸水 道路規制:県道 2ヶ所		飯豊町豪雨災害対策本部 雨量(中津川) 7月22日降り始め～ 7月23日8:00まで 35 ^ミ

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害額	備考
		J R米坂線手ノ子地内 土砂流出（7月24日～8 月8日までバス代行運 転）避難勧告黒沢地区 （1世帯4名）		黒沢地区避難勧告解除 22日18時00分
平成26年 7月10日	豪 雨	住宅被害なし 避難指示 落合地区8世帯18名 自主避難 町上（1世帯1名） 避難所 （西部地区公民館） 避難勧告 黒沢叶内地区、旭地区一 部で9世帯 黒沢地区1世帯3名避難 （萩生東部公民館） 叶内地区1世帯3名避難 （ショートステイ） 道路規制：町道5ヶ所		飯豊町豪雨災害対策本部 落合地区避難指示解除 11日15時30分 黒沢地区避難勧告解除 10日7時50分
平成27年 2月2日	豪 雪	道路規制：県道1ヶ所		飯豊町豪雪災害対策本部 （県豪雪対策連絡会議）
平成30年 1月30日	豪 雪	人的被害：4件 農業被害：5件		飯豊町豪雪対策本部
令和元年 10月12日	台 風 （台風19 号）	自主避難 1世帯4名 町道通行止め 4箇所		
令和2年 7月28日 ～29日	豪 雨	床下浸水2軒 避難勧告 落合地区6世帯12名 自主避難 椿第一地区1世帯2名 町道被害 18箇所 農林施設被害 23箇所	82,400千円 52,900千円	◎激甚災害指定 ◎災害救助法適用 飯豊町災害対策本部

飯豊町地域防災計画
資料編

令和4年4月
飯豊町

発行：飯豊町

編集：飯豊町 総務課 防災管財室

〒999-0696

山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地

TEL : 0238-87-0695 FAX : 0238-72-3827